

〔平 16.10.19〕
〔基礎小 23-2〕

地 方 稅 關 係 資 料

（地 方 法 人 課 稅 關 係）

目 次

・ 地方法人課税の概要	1
・ 地方税の税収内訳（平成14年度決算額）	2
・ 地方法人課税の税収の推移	3
・ 地方法人課税の税率の推移	4
・ 法人所得課税の実効税率の国際比較	5
・ 法人住民税の概要	6
・ 法人住民税収の推移	7
・ 法人事業税の概要	8
・ 法人事業税収の推移	9
・ 法人事業税への外形標準課税の導入について	10
・ 付加価値割の仕組み	11
・ 資本割の仕組み	12
・ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額の内訳	13
・ 事業税における社会保険診療報酬等に係る特例措置について	14
・ 法人事業税の分割基準（概要）	18

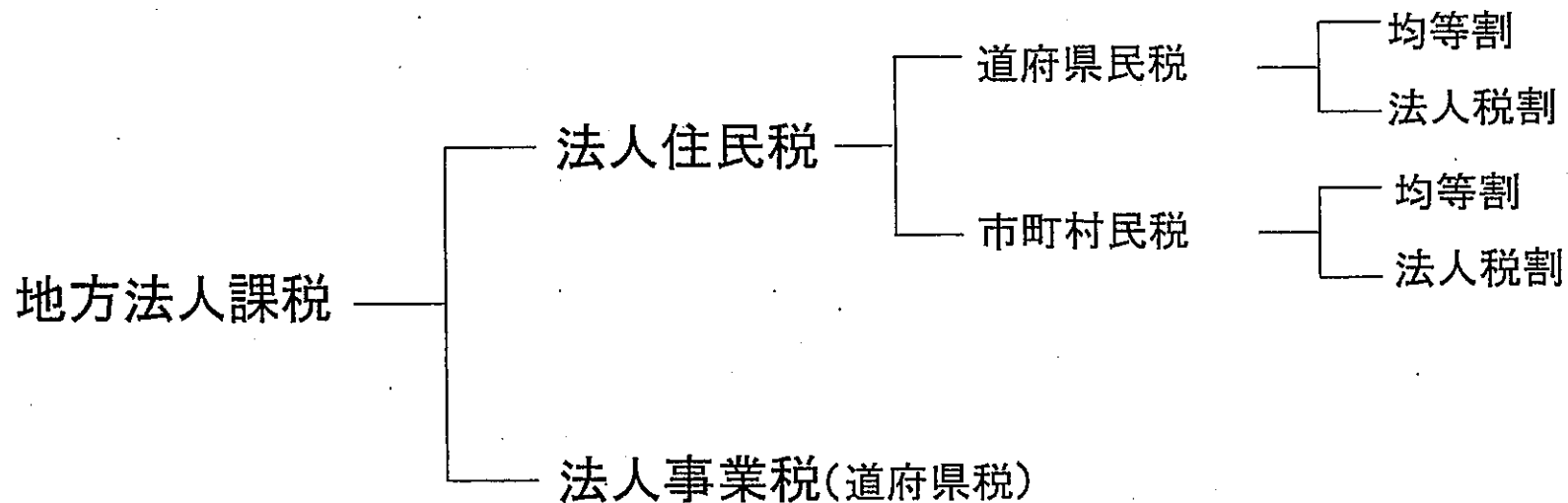
▪ 法人事業税の分割基準（現行）	1 9
▪ 法人事業税の分割基準（改正の経緯）	2 0
▪ 法人事業税収の都道府県別シェア	2 1
▪ 法人の区分と課税の概要（地方法人課税）	2 2

地方法人課税の概要

- 地方法人課税には、法人住民税と法人事業税がある。

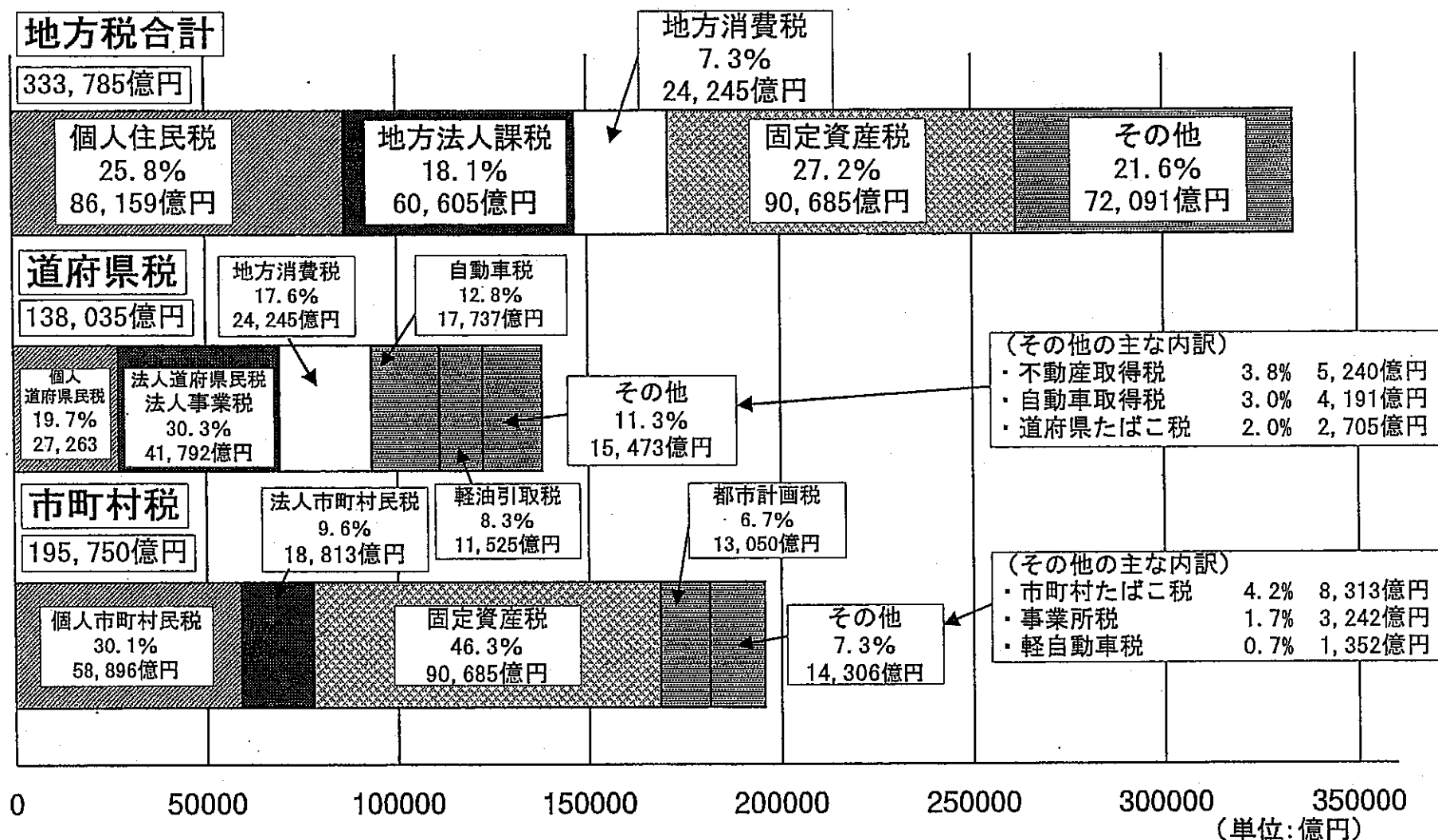
(注) この二税を「法人二税」とも呼ぶ。

- 地方法人課税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。



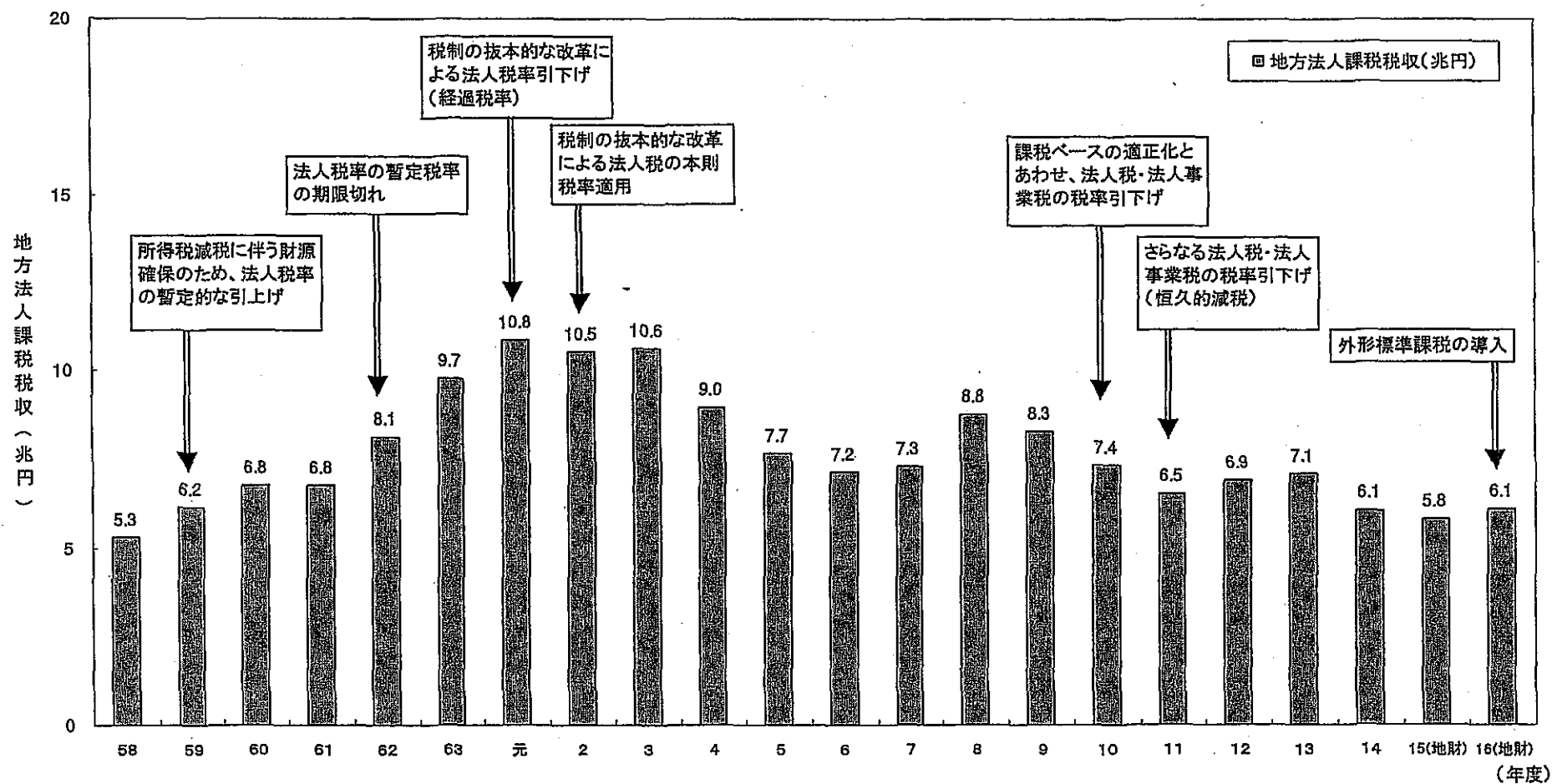
(注) 原則として、都税は道府県税に、特別区税は市町村税に含まれる。

地方税の税収内訳(平成14年度決算額)



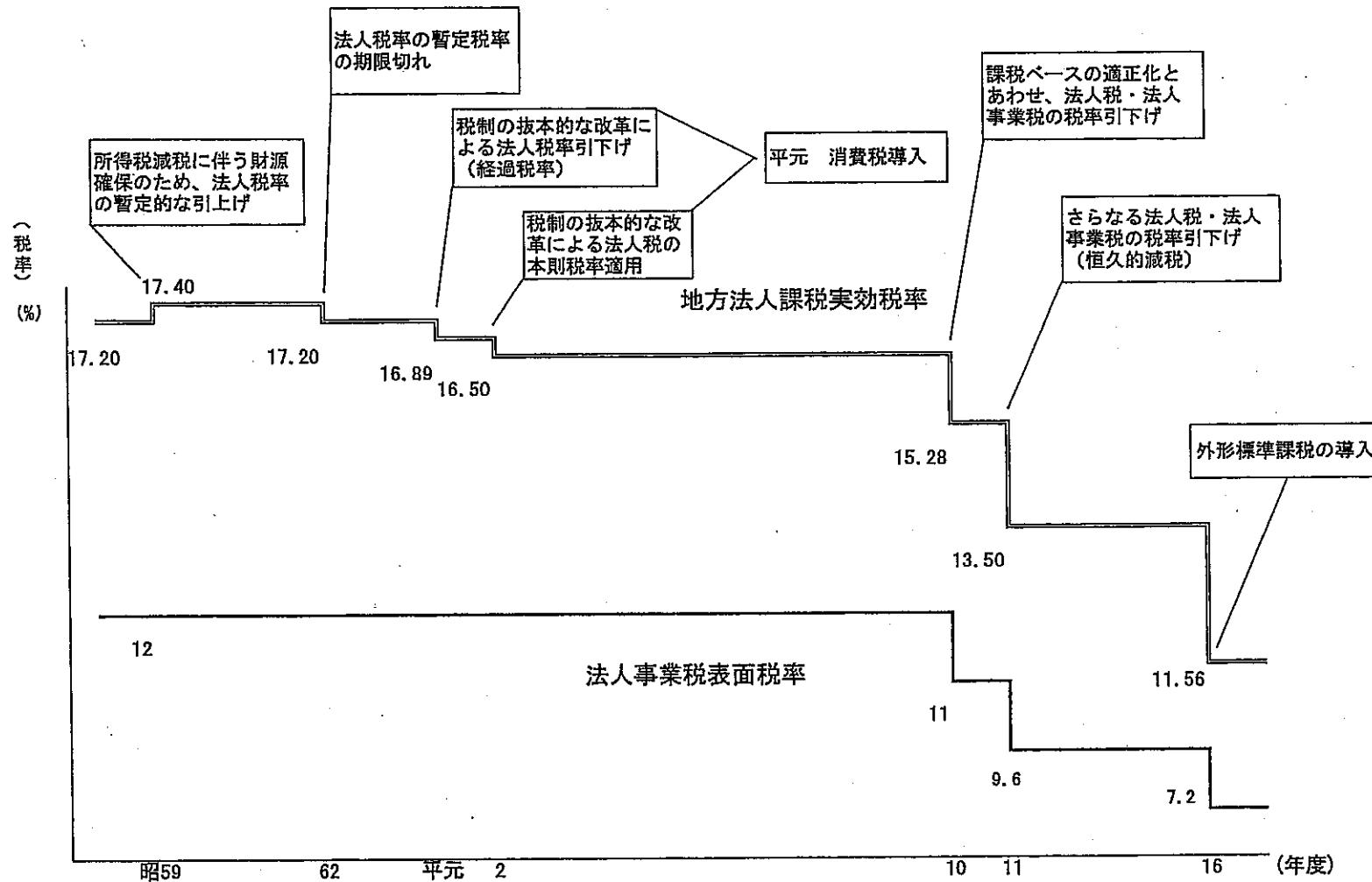
- (注) 1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 個人道府県民税は、利子割を含む。
 3 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 4 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税(固定資産税、市町村民税法人分等)の一部(百分の五十二)は、都区財政調整制度に基づき、特別区に交付される。

地方法人課税の税収の推移



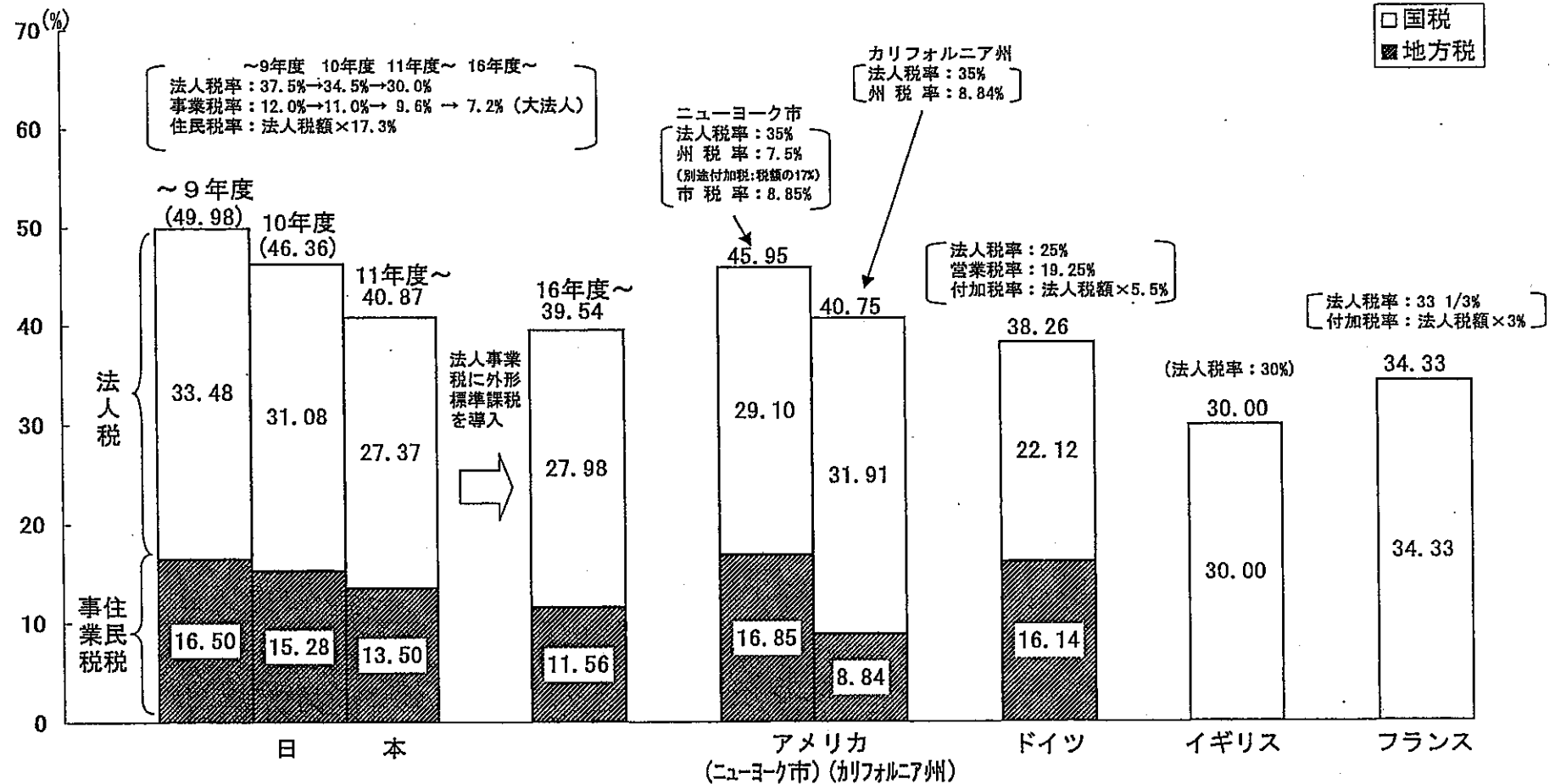
(注)14年度までは決算額、15年度及び16年度は地方財政計画額である。
地方法人課税とは、法人住民税及び法人事業税である。

地方法人課税の税率の推移



- (注) 1. 本表における地方法人課税とは、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税である。
 2. 税率は地方税法に定める標準税率に基づくものであり、実効税率は、小数点第2位以下を四捨五入した数値である。
 なお、実効税率の算定に当たっては、平成元年まで行われていた法人税の配当軽減税率は加味していない。
 3. 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降:道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に対するものである。

法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。なお、外形標準課税導入後の実効税率(39.54%)は、資本金1億円超の法人の実効税率である。
2. アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市(州法人税(付加税含む)、市法人税)、カリフォルニア州(州法人税)の例である。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税(法人税額の5.5%)を含めたものである。ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税(50:50)であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税(法人税額の3%)を含めたものである。なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税(地方税)が課税される。
5. 諸外国については、2004年1月現在の税制に基づく。

法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

法人住民税

均等割 資本等の金額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税 2～80万円 市町村民税 5～300万円

※ 市町村民税均等割には、制限税率（標準税率の1.2倍）が定められている。

[税收] 都道府県：1,364億円 市町村：3,867億円 *平成14年度決算額

法人税割 法人税額に応じた負担を求めるもの

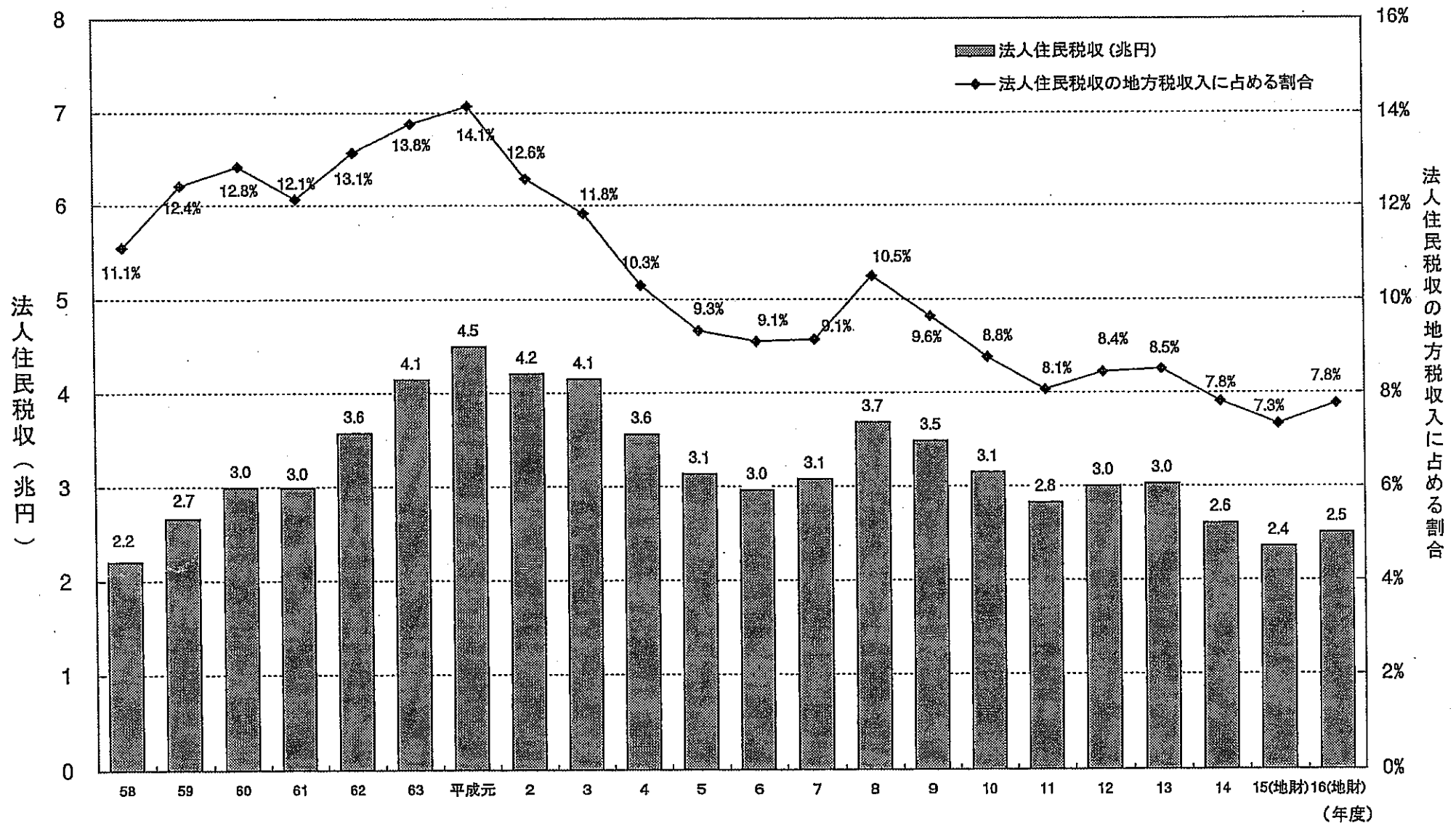
[税率] 道府県民税：法人税額の5% [法人所得の1.5%相当] (制限税率6%)

市町村民税：法人税額の12.3% [法人所得の3.69%相当] (制限税率14.7%)

[税收] 都道府県：5,091億円 市町村：1兆4,946億円 *平成14年度決算額

(注) 都民税は道府県民税に、特別区民税は市町村民税に含まれる。

法人住民税収の推移



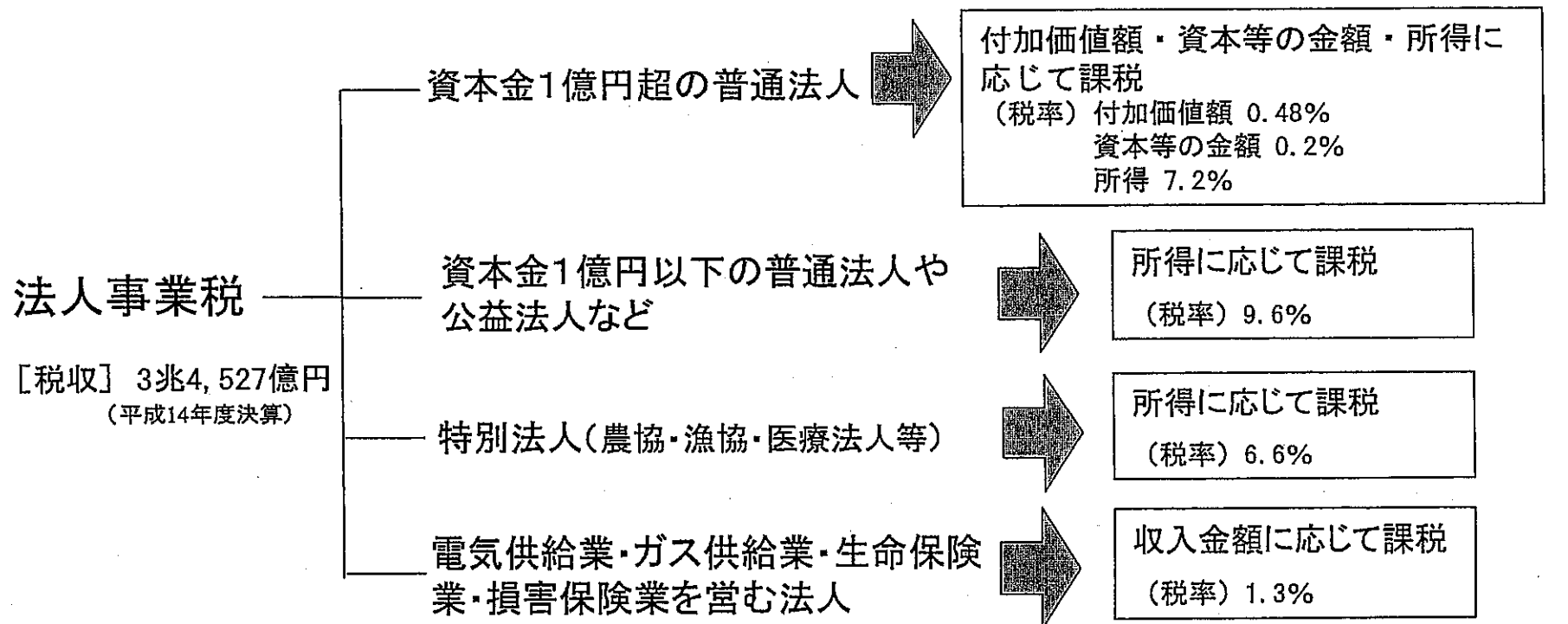
(注) 14年度までは決算額、15年度及び16年度は地方財政計画額である。

法人住民税収とは、法人道府県民税及び法人市町村民税それぞれの法人均等割及び法人税割の収入の合計額である。

法人事業税の概要

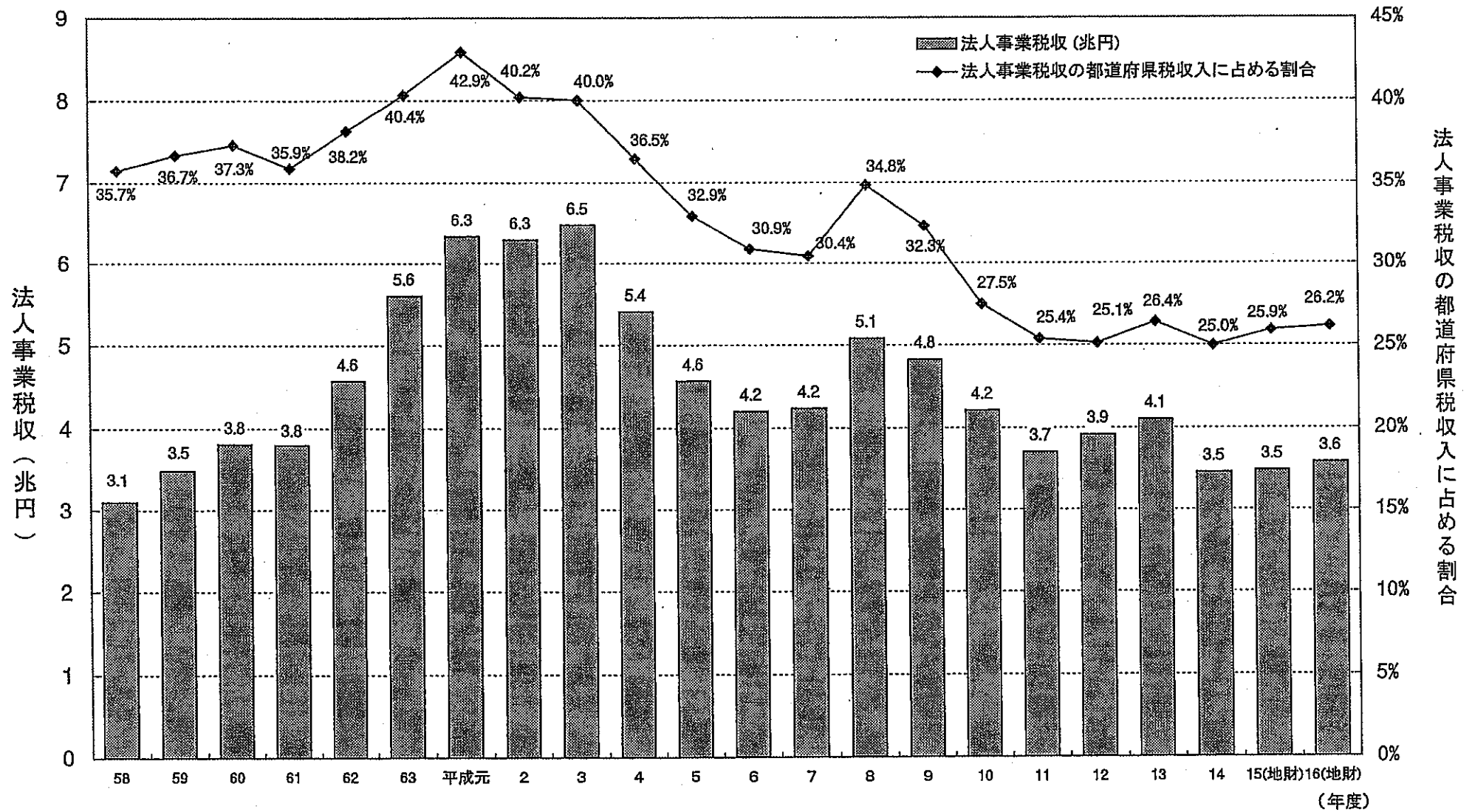
- 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方公共団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方にに基づき課税されるもの。
(注) 法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。

- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。



* 税率は標準税率であり制限税率はそれぞれの税率の1.2倍

法人事業税収の推移



(注) 税収については、14年度までは決算額、15年度及び16年度は地方財政計画額である。

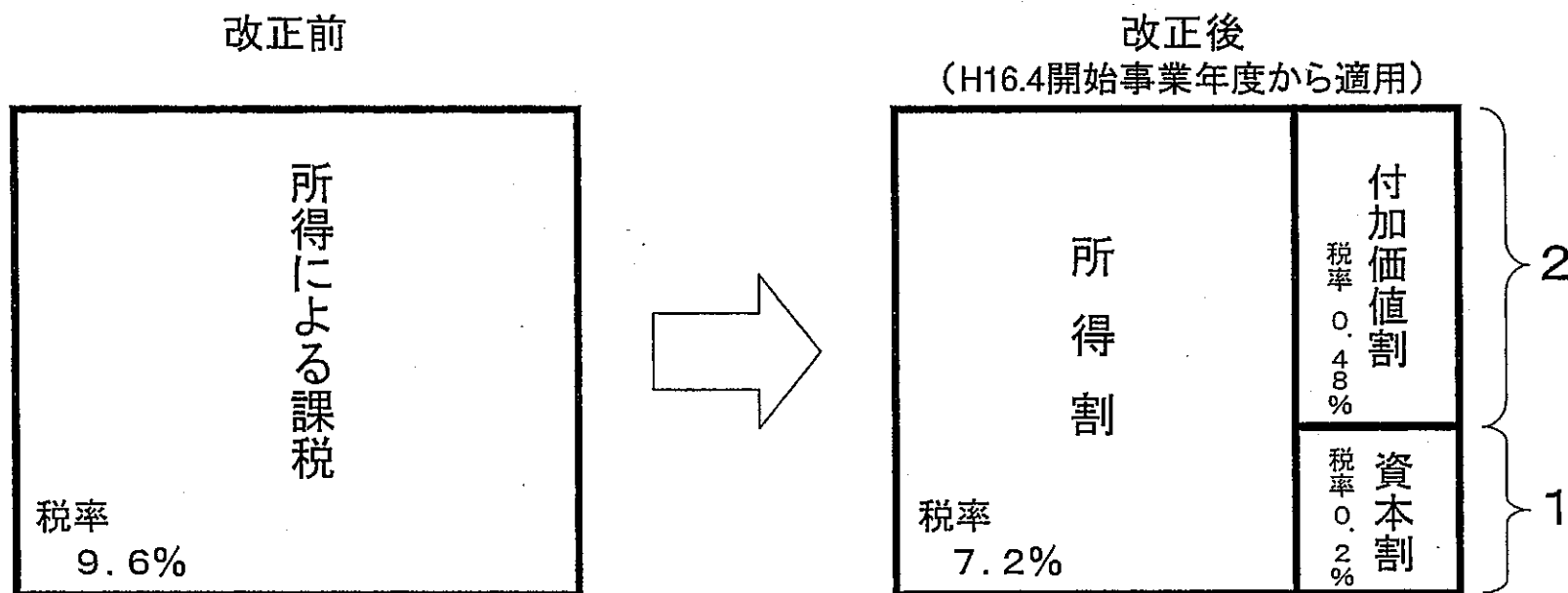
法人事業税への外形標準課税の導入について

対象となるのは、資本金1億円を超える法人。

○ 全法人約247万社のうち、約3.3万社が対象。（「平成14年度 道府県税の課税状況等に関する調」による。）

4分の1(*)が外形標準課税、4分の3は所得課税。

* H3～H12の平均税収(大法人分)の4分の1(約5,100億円分)を外形化

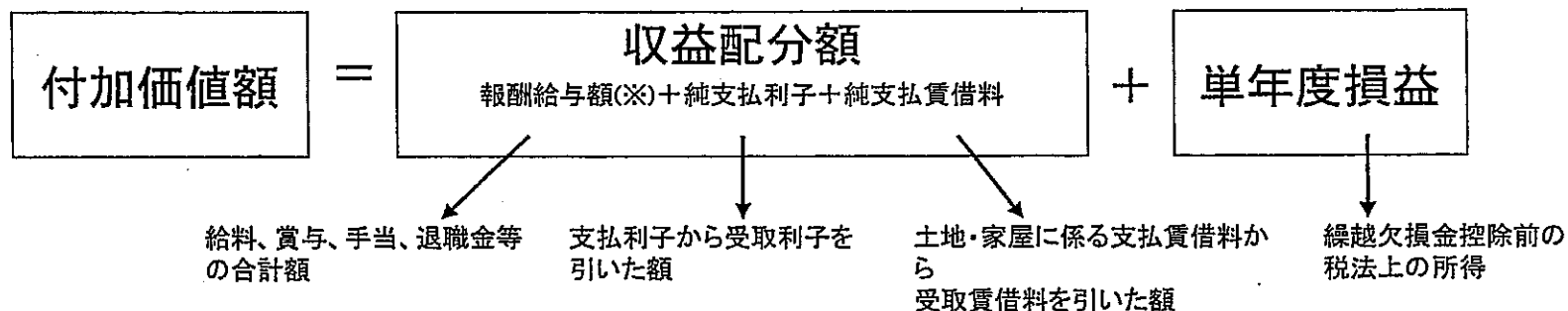


〔 法人所得課税の実効税率(外形対象法人分) 〕
 現行:40.87% ⇒ 外形導入後:39.54%

所得基準 : 外形基準
 3 : 1

付加価値割の仕組み

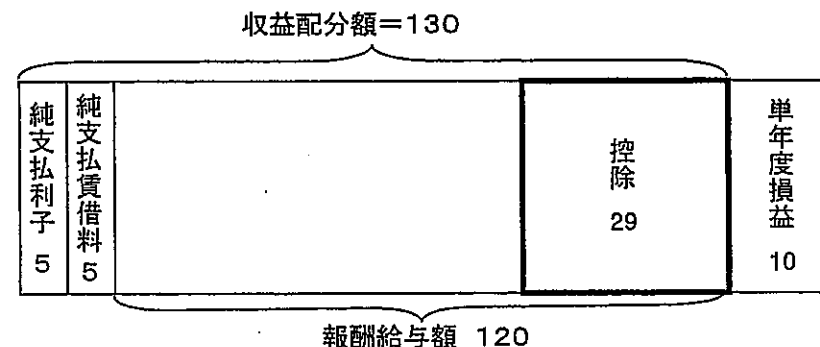
$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times 0.48\%$$



単年度損益がマイナスの場合には収益配分額から欠損金額を控除

(参考)課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

※ 報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除。



付加価値額 = 111

= 収益配分額(130) + 単年度損益(10) - 雇用安定控除額(29)

資本割の仕組み

$$\text{資本割額} = \text{資本等の金額} \times 0.2\%$$

資本等の金額

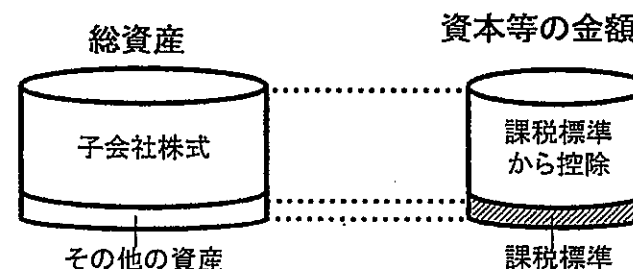
=

資本の金額
又は出資金額

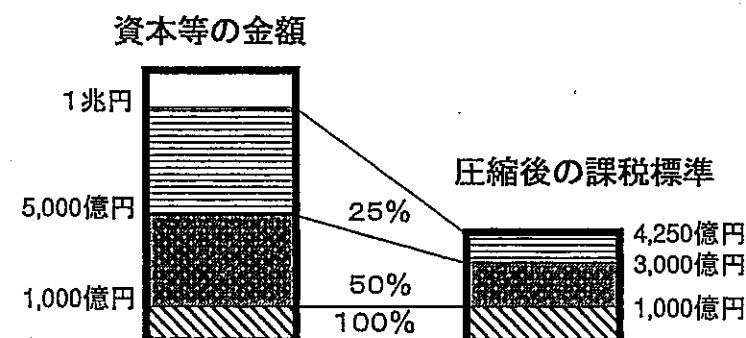
+

資本積立金額又は連結個別資本積立金額

※1 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。



※2 資本等の金額のうち1千億円を超える部分について割落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。



地方税の主な非課税等特別措置による減収額(9,590億円)の内訳(平成16年度ベース)

(単位：億円)

個人住民税 (21.9%) 2,100		法人住民税 (19.6%) 1,880	事業税 (27.8%) 2,670		固定資産税 (30.7%) 2,940		
生命保険料 ・損害保険 料控除 (9.5%) 910	その他 (12.4%) 1,190		社会保険 診療報酬 の所得計 算の特例 (11.6%) 1,110	その他 (16.2%) 1,560	新築住宅等 に対する減 額措置 (15.3%) 1,470	一般電 気事業 者、ガ ス事業 者に係 る特例 (4.5%) 430	その他 (10.9%) 1,040

- (注) 1 公共・公益法人等に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
2 住宅・住宅用地に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。
3 交際費課税の特例による増収分1,860億円は、含まれない。
4 数値は、十億円単位で計上しているため、四捨五入等の調整を行っている。

事業税における社会保険診療報酬等に係る特例措置について

1 社会保険診療報酬に対する実質的非課税措置

所得金額の算定上、社会保険診療に係る収入は、総収入金額(個人)又は益金の額(法人)に算入せず、また、社会保険診療に係る経費は、必要経費(個人)又は損金の額(法人)に算入しないこととされており、社会保険診療報酬については、実質的に非課税の扱いとなっている。

2 医療法人に対する法人事業税の軽減措置

医療法人は、法人事業税では特別法人として税率が軽減されている。

	医療法人の税率	(参考)普通法人の税率
所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得	6.6%	9.6%
所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額		7.3%
所得のうち年 400 万円以下の金額	5.0%	5.0%

(参考)

○ 特例措置の創設経緯

昭和27年6月11日参議院において議員提案による「医療法人を特別法人に加えて税率を軽減すると共に、医業及び歯科医業は保険医としての保険収入を課税標準から除外する」という趣旨の修正案が可決され、同月21日衆議院において可決成立し、今日に至っている。

○ 社会保険診療報酬に対する実質的非課税措置の減収見込額

平成16年度 約1, 110億円

(個人：約586億円、法人：約524億円)

「わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択－(抄)」

(平成 12 年 7 月 14 日 政府税制調査会)

第二 個別税目の現状と課題

二 法人課税

2. 法人事業税

(5) 社会保険診療報酬に係る課税の特例措置

社会保険診療報酬については、昭和 27 年の国会審議における議員修正により非課税措置が講じられ、当該措置が現在に至っています。

この特例措置については、事業を行っている以上、事業税は公平に課税されるべきものであり、その所得が非課税となっていることは、他の事業者にとって不公平感を招くものとなっています。また、社会保険診療報酬に係る課税の特例措置の取扱いについては、国税において、社会保険診療に係る経費について概算経费率制度を採用し、一定の見直しが行われてきています。

このようなことから、事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、累次の当調査会の答申などにおいて示されているとおり、税負担の公平を図る観点から、その見直しを検討することが必要です。

「平成 16 年度の税制改正に関する答申(抄)」

(平成 15 年 12 月 5 日 政府税制調査会)

二 個別税目の改正

4. その他

(1) 租税特別措置等の整理・合理化

「官から民へ」の改革が進む中、個人・企業の活動に対する政府の関与を見直すことが課題となっている。税制についても、個人や企業の選択に中立で歪みをもたらさないことを基本とすべきである。平成 16 年度においては、政策誘導的な租税特別措置・非課税等特別措置については、その目的や効果を十分に吟味し、整理・合理化を進めるべきである。

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、税負担の公平を図る観点から、速やかに撤廃すべきであり、少なくとも段階的な見直しが必要である。

法人事業税の分割基準(概要)

分割基準とは

法人の事務所等が2以上の都道府県にあるとき、当該法人の課税標準である所得等を一定基準に従って事務所等の所在する都道府県に分割し、その分割された課税標準額について各都道府県が課税権を行使

→ この分割に用いる基準を「分割基準」という。

分割基準の 考え方

応益課税としての事業税の性格から、次の考え方により分割基準を設定

- ① 各都道府県内における事業の規模、活動量等を的確に表すものであること
- ② 税務実務上できるだけ単純かつ明確であること

法人事業税の分割基準(現行)

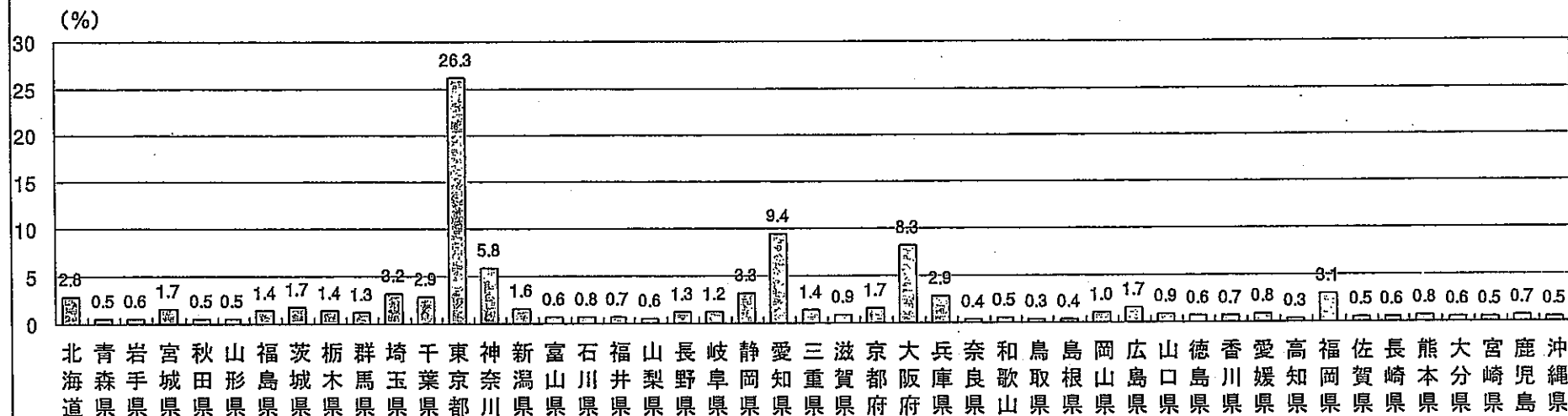
事業	分割基準
運輸・通信業 卸売・小売業 不動産業 サービス業 製造業 等	従業者数 (資本金 1 億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を 2 分の 1、 資本金 1 億円以上の製造業の法人：工場の従業者数を 1.5 倍)
銀行業 証券業 保険業	2 分の 1 : 事務所数 2 分の 1 : 従業者数 (資本金 1 億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を 2 分の 1)
鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル数
ガス供給業 倉庫業	事務所等の固定資産の価額
電気供給業	4 分の 3 : 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 4 分の 1 : 事務所等の固定資産の価額

法人事業税の分割基準(改正の経緯)

改正年度 区分	S26年度	S29年度	S37年度	S42年度	S45年度	S47年度	S57年度	H元年度
サービス業 運輸・通信業 卸・小売業等	従業者 の数			各月の延従 業者数の数 を期末現在 の従業者の 数とした	資本金が 1億円以上 の法人の本 社管理部門 の従業者数 については 1/2			
製造業			資本金1億円 以上の法人 の本社管理 部門の従業 者について は1/2					資本金1億 円以上の法 人の工場の 従業者数に ついては 1.5倍
銀行業 保険業 (証券業)		1/2を事務所 の数 他の1/2を従 業者の数						証券業が追 加された
鉄道業 軌道業	1/2を 固定資産 の価額 他の1/2を 従業者の 数	軌道の延長 キロメートル 数						
ガス供給業 倉庫業		固定資産 の価額						
電気供給業						1/2を発電所 の固定資産の 価額 他の1/2を固 定資産の価額	3/4を発電所 の固定資産の 価額 他の1/4を固 定資産の価額	

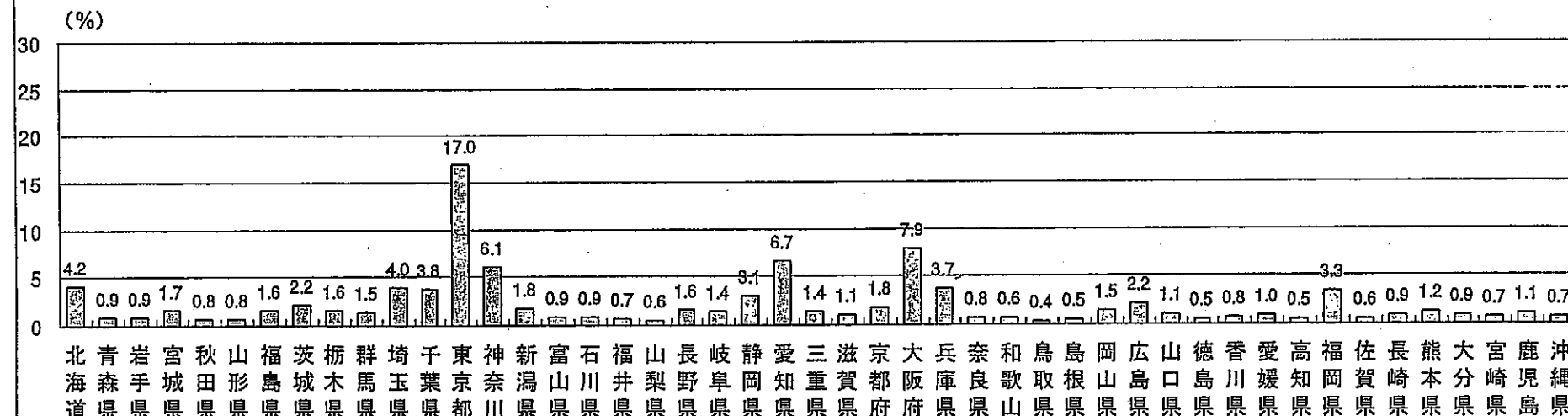
法人事業税収の都道府県別シェア

法人事業税収の都道府県別シェア(平成14年度)



出所)「道府県税の課税状況等に関する調

(参考)県内総生産の都道府県別シェア(平成13年度)



出所)内閣府「県民経済計算年報」

法人の区分と課税の概要(地方法人課税)

項 目		普通法人	公共法人	公益法人等	特定非営利活動法人	協同組合等
法人住民税 (均等割)		課 税	非課税	課 税 (最低税率)	課 税 (最低税率)	課 税
法人住民税 (法人税割)	課税対象	法人税額	—	収益事業により生じた 所得に係る法人税額	収益事業により生じた 所得に係る法人税額	法人税額
	標準税率	都道府県 5.0% 市町村 12.3%	—	都道府県 5.0% 市町村 12.3%	都道府県 5.0% 市町村 12.3%	都道府県 5.0% 市町村 12.3%
法人事業税 (所得割)	課税対象	すべての所得 に対して課税	—	収益事業によ り生じた所得	収益事業によ り生じた所得	すべての所得 に対して課税
	標準税率	(資本金1億円超の法人) 7.2% (資本金1億円以下の法人) 9.6%	—	9.6%	9.6%	6.6%
対 象 法 人		株式会社 有限会社 合資会社 合名会社 中間法人	地方公共団体 公団・事業団 等	公益法人(社団・ 財団法人) 学校法人 社会福祉法人 宗教法人 等	いわゆるNPO法人	農業協同組合 商工組合 信用金庫 等

(備考)

1. 法人住民税(均等割)については、普通法人及び協同組合等にあつては道府県民税:年額2~80万円・市町村民税:年額5~300万円、公益法人等及び特定非営利活動法人にあつては道府県民税:年額2万円
市町村民税:年額5万円(いずれも最低税率)。
2. 法人事業税については、資本金1億円超の法人については、所得割の他に付加価値割(税率:0.48%)及び資本割(税率:0.2%)が課される。
3. 法人事業税(所得割)の税率については、年800万円(協同組合等にあつては400万円)以下の所得の金額については、税率が軽減されている。